

基本戦略名	1-4 みんなで支えあう地域を創る	事業群主管所属・課(室)長名	こども政策局 こども家庭課	川村 喜実
施策名	2 きめ細かな対応が必要な子どもと親への支援	事業群関係課(室)	福祉保健課	
事業群名	③ 総合的な児童虐待防止対策の推進	令和5年度事業費(千円)	※下記「2. 令和5年度取組実績」の事業費(R5実績)の合計額	278,087

1. 計画等概要

(長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025 本文)						(取組項目)				
児童虐待を防止し、すべての児童を心身ともに健やかに育成していくために、市町や医療、保健、教育、警察等関係機関が適切に役割分担しながら、連携して支援体制を整備するとともに、発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援に至るまでの総合的な支援を行います。						i) 児童虐待の防止に向けた、発生予防、早期発見・早期対応、保護・支援対策の実施 ii) 被虐待児童の家庭復帰に向けた、保護者に対するカウンセリング、ペアレント・トレーニング等の実施 iii) 全市町における子ども家庭総合支援拠点設置、職員研修の充実、児童家庭支援センターの活用など、市町の子ども家庭支援体制・専門性の強化に向けた支援 iv) 児童相談所、警察、学校、市町など関係機関の連携強化 v) 国の配置基準に基づく児童福祉司等の適正配置、研修の充実など、児童相談所の体制・専門性の強化				
事業群	指 標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標(年度)	(進捗状況の分析)
	児童虐待防止対策を担う市町職員の資質向上のための研修受講者数	目標値①		26人	26人	26人	26人	26人	26人(R7)	
		実績値②	25人(H30・R元年度平均)	28人	32人	58人			進捗状況	
		達成率②／①		107%	123%	223%			順調	
※要保護児童対策地域協議会: 虐待を受けた児童等保護や支援を要する児童・家庭について関係機関で情報共有や支援内容の協議を行うため県、市町に設置される組織(以下、個別事業の記載では「要対協」)										

2. 令和5年度取組実績(令和6年度新規・補正事業は参考記載)

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	事業費（単位:千円）			事業概要 令和5年度事業内容及び実施状況 （令和6年度新規・補正事業は事業内容）	指標（上段:活動指標、下段:成果指標）				令和5年度事業の成果等		
				R4実績	うち 一般財源	人件費 （参考）		主な指標	R4目標	R4実績	達成率			
				R5実績					R5目標	R5実績				
				R6計画					R6目標					
				事業実施の根拠法令等										
				事業期間	法令による 事業実施の 義務付け	県の裁量 の余地が ない事業		他の評価 対象事業 （公共、研究等）						
所管課(室)名				事業対象										
取組項目 i ii v	○	1	児童虐待総合対策事業	121,856	69,879	5,357	●事業内容 児童虐待の早期発見・早期対応のために相談・対応機能を強化する。 ●実施状況 児童相談所の24時間365日相談支援体制の整備、安全確認等のための体制強化や、被虐待児童の心のケア及び虐待を加えた保護者に対するカウンセリング強化やペアレントトレーニングによる家族再統合の支援等を実施するとともに、体制の強化にも努めた。 被虐待児とその家庭	【活動指標】	27	27	100%	●事業の成果 ・児童虐待の早期発見・早期対応の促進や、被虐待児童の心のケア及び虐待を加えた保護者に対する指導の充実につながるとともに、職員の事業実施に必要な技術習得のための研修受講等による資質向上が図られ、支援体制の強化にもつながった。 ●事業群の目標達成への寄与 ・市町や医療、保健、教育、警察等関係機関と連携した、児童虐待の発生予防から早期発見・対応、保護・支援などの総合的な取組は、目標達成に向け、一定寄与している。		
				27	27	100%								
				27										
				児童虐待の防止等に関する法律第11条 厚生省事務次官通知				【成果指標】	数値目標なし	1,084	—			
			H21-						数値目標なし	1,261	—			
			こども家庭課	○	—	—			数値目標なし					

取組項目 i		2	児童心理治療施設高機能化・多機能化モデル事業				●事業内容 児童心理治療施設において、支援が必要な子どもやその保護者に対し、心理士等の専門職による相談対応や心理検査、それらを踏まえた適切な助言等の支援を実施する。	【活動指標】 相談対応件数(件)				—
				14,694	0	778		240				
			(R6新規)R6-	児童養護施設等高機能化・多機能化モデル事業実施要綱								
			こども家庭課	—	—	—	当事業利用者	【成果指標】 心理支援により養育に関する理解が深まった保護者の割合(%)	100			
取組項目 i iii		3	子育て世帯訪問支援事業				●事業内容 訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育てで家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を行う市町に対して補助を行う。	【活動指標】 事業を実施した市町数(市町)				—
				4,062	4,062	0		6				
			(R6新規)R6-	子ども・子育て支援法第59条								
			こども家庭課	○	○	—	市町	【成果指標】 —				
取組項目 iii iv	○	4	児童虐待防止・支援体制強化事業	985	590	3,061	●事業内容 児童虐待対応に関する児童相談所と市町職員の資質向上の為に研修の実施や支援体制を強化する。 ●実施状況 児童相談所と市町職員の資質向上等を目的とした合同研修の実施、児童福祉、医療、法律等の専門家の市町要対協への派遣などを実施した。	【活動指標】 児童虐待防止対策を担う市町職員の資質向上のための研修実施回数(回)	1	1	100%	●事業の成果 ・児童虐待防止に向け、児童福祉司と同等の知識を有する人材の育成を図るための研修会(外部専門家による市町要対協体制強化のための児相と市町職員の合同研修会)を実施したことで関係職員の資質向上に貢献した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・研修等の実施により、市町職員のケース対応力向上、関係機関との連携強化が図られ、目標達成に向け、一定寄与した。
				2,573	1,098	3,064			1	1	100%	
				3,797	2,376	3,112			1			
			H23-	児童福祉法第11条他			【成果指標】	26	32	123%		
							児童虐待防止対策を担う市町職員の資質向上のための研修受講者数(人)	26	58	223%		
			こども家庭課	○	—	—	市町、児童相談所	26				
		5	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	2,832	2,832	765	●事業内容 子どもを守る地域ネットワークの要対協の調整機関の職員の専門性強化及び要対協構成員の連携強化を図るとともに、訪問事業と連携を図る事業へ補助することで児童虐待の発生予防等に寄与する。 ●実施状況 県が実施する児童福祉司任用資格取得のための研修や児童虐待への専門性を向上させるための研修の受講などによる、要対協の調整機関の職員の専門性強化及び要対協構成員の連携強化を図るとともに、虐待防止等に関するリーフレット等により、地域住民への周知を図った。	【活動指標】 市町の児童福祉司資格取得者数(人)	12	13	108%	●事業の成果 ・児童福祉司任用資格取得のための研修や専門的研修の受講などにより、市町要対協調整機関職員の専門性を確保しているところであり、前年度から担当が引き続いた市町では、研修が不要であったこと等から目標を下回ったが、各市町の担当職員の専門性を担保することができた。 ●事業群の目標への寄与 ・研修等の実施により、市町要対協調整機関職員の専門性が確保され、目標達成に向け、一定寄与した。
				2,858	2,858	766			12	12	100%	
				3,655	3,655	778			12			
			H26-	子ども・子育て支援法第59条			【成果指標】	18	12	66%		
							R4.5:事業を実施した市町数(市町)	18	11	61%		
			こども家庭課	○	○	—	市町	R6-: 研修受講済職員配置市町数(市町)	21			
取組項目 iii		6	母子保健・児童福祉一体的相談支援機関整備・運営事業	15,871	0	2,295	●事業内容 子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の一元的なマネジメント体制の構築のための施設整備、双方のより一層の連携強化を図るための統括支援員配置等に対し必要な支援を行う。 ●実施状況 長崎市、大村市、波佐見町で、当事業を活用した施設整備や統括支援員の配置等の取組を実施した。	【活動指標】 事業を実施した市町数(市町)	数値目標なし	1	—	●事業の成果 ・本事業を活用し、母子保健・児童福祉一体的相談支援機関を整備することで、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の双方が情報共有を徹底し、協働して妊産婦、子育て世帯、子どもの状況把握、相談支援等を行う等の連携強化が図られた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行うことも家庭センターの設置に寄与した。
				35,109	1,665	0			数値目標なし	3	—	
			(R5終了)R4-5	長崎県安心こども基金事業費補助金実施要綱			【成果指標】	—	—	—		
							—	—	—			
			こども家庭課	—	—	—	市町	—				

取組項目 iii		7	こども家庭センター推進事業費				●事業内容 市町の子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の一元的なマネジメント体制の構築に向けて、子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点双方の機能を一体的に有する「こども家庭センター」において、母子保健と児童福祉双方に十分な知識を有する統括支援員を配置する際の必要な費用の補助等により、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点双方の連携強化の一層の推進を図る。	【活動指標】 補助した市町数（市町）				—
				25,051	0	0			【成果指標】 こども家庭センターを整備した市町数（市町）	2		
			子ども・子育て支援交付金交付要綱			市町						
			(R6新規)R6-こども家庭課	—	○		—	7				

取組項目 v	○	8	佐世保こども・女性・障害者支援センター建替費	433,844	27,300	2,296	●事業内容 老朽化し、狭隘な佐世保こども・女性・障害者支援センター（児童相談所）について、一時保護児童等の生活環境改善やバリアフリーへ対応するため、隣接地に建替えを行うとともに、グラウンド及び駐車場の整備を実施する。 ●実施状況 本体建設工事の完了に伴い、新センターへの引越し及び開所式を実施した。また、旧センターの解体工事を完了し、グラウンド及び駐車場整備工事に着手した。	【活動指標】 工事の進捗内容	建替工事・解体	建替工事	—	●事業の成果 ・新センターでの業務を開始したことで、一時保護所や相談室の部屋数が増加したほか、これまで共用であった食堂と学習室がそれぞれ設置されるなど利用者の利便性向上が図られた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・建替えにより、手狭だった一時保護所の学習や保育空間が整備され、子どもに対する適切な保護・支援に寄与した。
				76,665	1,600	2,298			解体・グラウンド整備	解体・グラウンド整備	—	
				65,110	0	2,335			グラウンド整備			
			児童福祉法			【成果指標】 工事の進捗率（％）	94	84	89％			
			R元-				96	93	96％			
			福祉保健課				100					
		9	児童相談所業務改善事業				●事業内容 児童相談所の業務に特化した情報管理システムを導入することで、業務の効率化を図り、児童や保護者への支援を強化する。	【活動指標】 相談記録の入力業務件数（件）				—
				31,888	15,944	2,334			【成果指標】 児童相談所職員の業務負担減と感じた割合（％）	6,200		
			児童福祉法									
			こども家庭課			—	—	—	児童相談所	—		

3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i 児童虐待の防止に向けた、発生予防、早期発見・早期対応、保護・支援対策の実施	
●実績の検証及び解決すべき課題 ・児童虐待相談の多様化・複雑化に伴い、法的判断や医学的所見を要する事案が増加しており、専門的な知識経験を必要とする業務について、常時、弁護士や医師等による助言又は指導を十分受けられる体制整備の必要がある。	●課題解決に向けた方向性 ・弁護士や医師等の継続的な確保に向けて関係機関と調整を行う。
ii 被虐待児童の家庭復帰に向けた、保護者に対するカウンセリング、ペアレント・トレーニング等の実施	
●実績の検証及び解決すべき課題 ・経験豊富な児童心理司が不足しているため、保護者に対するカウンセリングやペアレント・トレーニング等に関する研修の機会を確保する必要がある。	●課題解決に向けた方向性 ・国や関係団体等が主催する研修会へ参加させるなど研修体制の充実、強化を図る。親子再統合のための心理療法の実施方法について継続的に情報収集を行い、実施する。
iii 全市町における子ども家庭総合支援拠点設置、職員研修の充実、児童家庭支援センターの活用など、市町の子ども家庭支援体制・専門性の強化に向けた支援	
●実績の検証及び解決すべき課題 ・市町の要対協調整機関担当者への研修を実施し、専門性の強化に向けた支援を行っているが、市町自ら行う専門性強化への取組に差がある。	●課題解決に向けた方向性 市町の取組状況を把握したうえで、不足していると思われる市町にはスーパーバイザー・アドバイザーを派遣する等、市町のニーズに沿った研修を行う。

iv 児童相談所、警察、学校、市町など関係機関の連携強化	
●実績の検証及び解決すべき課題 ・児童相談所と市町間の役割分担に関するガイドラインを本格運用しているが、一部市では十分な体制が整っていないため、引き続き協議が必要である。	●課題解決に向けた方向性 ・体制整備が十分整っていない一部市に対し、県内市町におけるガイドラインの実施状況について情報提供を行い、課題の解消を図るための継続した協議を行う。 ・ヤングケアラーについて、児童相談所、市町の職員に加え、障害福祉サービス事業者や介護支援専門員等への周知や研修等を行う。
v 国の配置基準に基づく児童福祉司等の適正配置、研修の充実など、児童相談所の体制・専門性の強化	
●実績の検証及び解決すべき課題 ・国の配置基準に基づき児童福祉司等を増員しているが、経験の浅い職員が増加しているため、人材育成を担う班長の負担が大きい。 ・管轄地域が広範囲に及ぶため、移動時間が長くなり、職員の負担増に繋がっている。	●課題解決に向けた方向性 ・福祉保健部が作成した人材育成計画に基づき、経験年数を考慮した人員配置を行うよう関係部署と調整する。 ・組織体制の見直しを検討する。

4. 令和6年度見直し内容及び令和7年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	令和6年度事業の実施にあたり見直した内容	令和7年度事業の実施に向けた方向性		
			事業期間 所管課(室)名		事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目 i ii v	○	1	児童虐待総合対策事業	児童相談所におけるSNS相談の全国一斉運用に伴い、相談員等を確保した。	②	児童相談所の措置決定その他の法律関連業務の円滑な実施、また、虐待認定の根拠となる医学的所見を得るための医師による診断等が十分受けられる体制を引き続き確保する。また、令和4年改正児童福祉法に基づき、児童虐待の予防や早期発見、適切な一時保護の実施、親子再統合の支援強化等の取組を検討する。	現状維持
			H21-				
			こども家庭課				
取組項目 i		2	児童心理治療施設高機能化・多機能化モデル事業	R6新規	②	各市町や児童福祉施設等の関係機関に対して当事業の周知を図りつつ、事業の実施状況や実績を確認しながら有効な普及啓発対応について検討して実施することで、支援を必要とする児童及び保護者の利用が促せるよう見直しを図っていく。	改善
			(R6新規)R6-				
			こども家庭課				
取組項目 iii iv	○	4	児童虐待防止・支援体制強化事業	児童虐待に関する児童相談所や市町職員に対する研修等を継続して行った。ヤングケアラーについては、他課で予算確保を行い、切れ目のない支援を実施するために整理を行った。	②	児童虐待に関する児童相談所や市町職員に対する研修等は引き続き実施し、よりよい実施のために研修実施の効率化や職員からのニーズに即した研修を実施していく。また、ガイドラインについては、体制が十分整っていない一部市と継続して協議を行う。	改善
			H23-				
			こども家庭課				
取組項目 v	○	8	佐世保こども・女性・障害者支援センター建替費	—	⑨	引き続き県北地域のこどもや女性、障害者への一体的な相談支援の充実に努めていく。	終了
			R元-				
			福祉保健課				

取組 項目 V		9	児童相談所業務改善事業	R6新規	③	令和6年度に導入するシステムを活用しながら、引き続き業務の改善を図っていく。	終了
			(R6新規)R6				
			こども家庭課				

注:「2. 令和5年度取組実績」に記載している事業のうち、令和5年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】
① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができているか。
② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案(制度改革要望)する必要はないか。
⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
⑩ その他の視点